

重要判例紹介

合弁会社の清算委員会に対する 貸付金返済請求事件

毅石法律事務所北京分所 弁護士 鮑 栄 振

ポイント

被告である借入人が、その返済義務履行不能は貸出人が借入人と別途締結した協力契約所定の協力義務不履行に起因するものとして、逆に損害賠償を求めた事例である。契約の法的関係及び法的事実に基づくかかる主張は認められるか？また、実務では、企業の借り入れのため保証人となる政府機関が、その提供した保証は無効であると主張して責任逃れを図ることが少なくない。これらの主張が正しいか否かについて教えてくれるのがこの事例である。

【事案】

1986年5月23日、中国江蘇省淮陰時計部品工場と香港和高実業有限公司が共同で出資し設立した合弁企業Y社と江蘇省国際信託公司X社（原告）との間で借入契約が締結され、XはYに270万米ドルを貸し付け、借入期間は3年とする旨規定された。またYの上記借入金債務を担保するため、淮陰市計画委員会から、Yが期間満了後債務を履行しない場合に、借入金元利の返済に必要な外貨割当額及び外貨使用指標¹をXに提供することを保証する旨の保証状が発行され、淮陰市財政局から、Yが期間満了後債務を履行しない場合に、上記外貨に換算するための人民元（以下「関連人民元」という）を支払う旨の保証状の発行があった。

¹当時、中国の企業は外貨を外為指定銀行から購入するときに外貨割当額及び外貨使用指標を有することが必要であった。

そこで、Xから、Yによる香港和高実業有限公司（以下「香港公司」という）のクォーツ時計部品の購入用資金として、276.2万米ドル（その内の6.2万米ドルはXがYへの資本参加のための出資額である）が中国銀行南京支店の特殊預金口座に振り込まれた。Yは香港公司に対してかかる米ドルで金額276.2万米ドルの信用状を振り出し、かつ3回に分けて支払った。香港会社がYとの売買契約に定めた品種、品質、数量等の要求に基づきクォーツ時計部品を納入しなかったことにより、Yは所定の品質数量に従いクォーツ時計を組み立て香港会社に逆輸出することができなかった。そのため、YはXに返済しなかった。その後、Yは香港会社の違約等により重大な欠損が発生し経営を継続することができないため、1990年7月20日に董事会で解散決議が採択され、淮陰市経済貿易委員会の認可を受けて清算

委員会（以下「清算委員会」という）を設立した。

Xは、清算委員会及びその保証人である淮陰市計画委員会、淮陰市財政局に対して再三請求したがいずれも返済がなかったため、1991年8月30日に3被告が本件借入契約にしたがってその元利を返済することを命じる判決を求めて江蘇省高級人民法院（以下「受訴人民法院」という）に訴訟を提起した。

これに対して、清算委員会は、XがYの輸入のための契約締結、信用状発行、外貨支払等の手続に協力する過程においてその義務を真剣に履行しなかったことにより、Yと香港会社との間の製品逆輸出契約（契約金額402万米ドル）が目的達成不能となり、Yによる借入金270万の元利返済ができない結果となったとして反論、反訴した。

淮陰市計画委員会、淮陰市財政局（以下それぞれ「計画委員会」、「財政局」という）からは、保証状の発行は真の意思表示ではなく、財政局の保証は法律に反し無効である、という反論があった。

【争点】

1. 清算委員会の反訴は成立するか？
2. 両保証人の保証は有効なものであるか？ 無効な場合でも責任を負うか？

【判旨】

審理後、受訴人民法院は、清算委員会の反訴について、本件借入契約の法的関係及び法的事実に基づくものではなく、XY間で別途締結された協力契約の法的関係及び法的事実に基づくものであるとして、反訴が成立できないと判断した。

両保証人の保証については、計画委員会

による外貨割当額保証は国の法律及び政策に反しない有効なものであり、保証により連帯して返済責任を負うべきであり、淮陰市財政局の保証提供は関係する規定に違反したため無効なものであるが、相応の賠償責任を負担しなければならないと、受訴人民法院は判断した。

そこで、受訴人民法院は、以下の判決を下した。

1. 清算委員会はXに対し借入金270万の元利、遅延期間の利息、利息罰金を判決日から1カ月以内に支払うべきである。

2. 淮陰市計画委員会は外貨割当額の提供責任を連帯して負うべきである。財政局は関連人民元16670402元を支払うべきである。

上記判決が下された後、いずれの当事者も上訴しなかった。

【評論、分析】

一、清算委員会の反訴

清算委員会の反訴が成立するか否かが本件の主な問題点となっている。もしその反訴が成立するとすれば、本件の責任認定や実体的処理は大きく違ってくる。

本件訴訟は借入契約の法的関係及び法的事実に基づき提起されたものであると言うべきであるが、本件借入金270万米ドルの返済不能の要因は様々であり、以下の3つの法的関係に係わっている。

第一、Yと香港会社間の売買契約に基づく売買の法的関係である。Yが契約に基づき部品購入代金として276.2万米ドルを香港会社に支払ったが、香港会社が契約に定めた品種、品質、数量等の要求に基づきクォーツ時計部品を納入しなかったことにより、Yは所定の品質数量どおりにはクォー

ツ時を組み立て香港会社に逆輸出することができなかった。第二、YとX間の協力協議書に基づく法的関係である。XはYの信用状発行、外貨支払等の手続に協力し、これにより、本件売買契約の総額の0.5%相当の手数料を取るという内容のものである。第三、Yの社内の経営管理における法的関係である。1996年5月19日にYの出資者である淮陰時計部品工場及び香港会社がそれぞれ持分権の5%をXに譲渡した。上記3つの法的関係は本件の借入契約の法的関係と一定の関連があるものの、各自独立した法的関係であり、それぞれ異なる訴えを構成し、混同してはならない。従って、受訴人民法院は、清算委員会の反訴について、本件借入契約の法的関係及び法的事実に基づくものではなく、XY間で別途締結された協力契約の法的関係及び法的事実に基づくものであるとして、反訴が成立しないと判断した。

二、政府機関による保証

両保証人の保証は有効なものか、無効の場合、両保証人は本件借入金の返済について連帯して返済責任を負う必要があるかという点については、受訴人民法院は、計画委員会による外貨割当額保証は国の法律及び政策に反しない有効なものであり、保証により連帯して返済責任を負うべきであり、財政局の保証提供は関係する規定に違反したため無効なものであるが、相応の賠償責任を負担しなければならないという判断をしたが、かかる判断は正しいか。

計画委員会及び財政局はいずれも政府機関である。最高人民法院の1988年39号回答という司法解釈によれば、政府機関は経

済契約の保証人となつてはならず、その保証条項を無効なものと認定される。しかし、両保証人の保証は当該39号司法解釈の公布前に行われたものであり、当時、政府機関が企業間の契約の保証人になることができるかについて、地方によって認識及び処理は違っていた。

ところが、國務院財政部では、早くも1994年に「財政部門が経済契約のため担保を提供してはならない」という通達を発行した。財政局の保証は、その通達後になされたものであるため、同通達の規定に違反することを理由に無効なものと認定すべきである。この場合、保証が無効であっても、保証人はなお相応の責任を負わなければならない。かかる判断の法的根拠は最高人民法院の1988年17号回答という司法解釈である。同司法解釈では、保証人の無効な保証行為により経済契約の債権者に経済的損失が発生した場合には、保証人はやはり相応の賠償責任を負わなければならないとされている。

計画委員会の保証については、39号司法解釈の公布前において、計画委員会のような政府機関が保証を提供することができるかについて明確な規定がなく認識もまちまちであるため、契約締結当時の事情に基づいて具体的に判断すべきであるというのが、受訴人民法院の考え方である。受訴人民法院は、計画委員会が外貨割当額を有するため、一定の外貨建て資金を有し、外貨割当額による保証の権利能力を持ち、従って、その保証の提供に不当がないとして、計画委員会の保証が有効で、計画委員会は保証の責任を負うべきであると判決した。